

令和 3 年 第 1 3 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

柳川市農業委員会

# 第 1 3 回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年12月10日 午後 2 時00分～午後 2 時55分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 16名 欠席者 3名

推進委員出席者 17名 欠席者 2名

議 題 議案第67号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第68号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第69号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第70号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第71号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地用施設への転用届出書について

4. 農地転用許可不要届出について

5. 農地改良行為届出書について

その他

農業者年金の加入推進活動について

農業委員

出席委員（16名）

1番 山 田 善 治  
3番 亀 崎 忠 治  
5番 古 賀 勝 次  
7番 大 淵 秀 樹  
10番 田 中 満 義  
13番 松 藤 和 彦  
15番 河 口 隆 光  
17番 阿志賀 一 喜

2番 高 田 一 利  
4番 吉 丸 隆 吉  
6番 梶 島 練 二  
9番 藤 木 邦 彦  
12番 松 藤 一 利  
14番 島 添 茂 樹  
16番 園 田 清 美  
19番 松 藤 正 之

欠席委員（3名）

8番 三小田 由 勝  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

11番 松 藤 政 義

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹  
藤 木 二三男  
梶 島 一 晴  
古 賀 宏 義  
櫻 木 利 和  
高 口 勇 晴  
松 藤 稔  
三 浦 榮 一  
江 口 克 子

藤 吉 利 広  
亀 崎 壽 満  
梅 崎 直 祝  
野 口 秀 一  
米 田 秀 俊  
平 川 貴 大  
原 壽 利  
吉 開 健

欠席委員（2名）

浦 幸之助

鶴 田 信 行

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

・ 農業者年金の加入推進活動について

柳川農業協同組合本所金融課 2名

## 午後2時 開会

### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第13回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願いいたします。

### ○議長（松藤正之君）

お疲れさまでございます。今日は第13回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

令和3年度を振り返ってみますと、去年同様コロナから始まりまして、それから第4波、それから8月には大きな波の第5波が発生しましたけれども、コロナ対策のまずさといえますか、そういうことで菅内閣が退陣され、新しく新資本主義を掲げられた岸田内閣が誕生いたしました。

その後、11月になってワクチンの接種率が78%ぐらいと上がった関係もあるかも分かりませんが、その効果で新規感染者が激減したわけです。やっと緊急事態宣言等が解除されて落ち着いた日常生活に帰れるかなと思っておりまして、12月に入りまして、株式の株ならいいですけども、新しい変異株がアフリカで発生し、今全世界に拡大しているような状況でございます。

一方、農業のほうを見てみますと、麦は御承知のように豊作に終わりまして、幸先良いスタートになったかなと思っておりましてけれども、水稻のほうは、最初はやや不良ということで発表されておりましたが、最終的には普通ということで、少し上がったような作況になったようです。

それから8月になりましたら、大豆のほうは八百数十ミリの大雨で、今までにないような大きな被害になりました。本当に残念なことだと思います。

それで、こういう状況というのは恐らく今後もどこかで発生するのじゃないかと思いますが、柳川でも排水対策ということで、調整ポンプ等も数か所新しく設置するというふうな話も聞いております。自然災害、そういうものが発生しないようにと願っているところでございます。

それから12月は、今年の世相を表す漢字一文字が発表されますが、今年の漢字がどうい

漢字になるか興味深いところがございます。

以上でございます。

それでは、早速ですけれども、本日の出席委員は16名、定足数であります。また、17名の推進委員の方に御出席をいただいております。よって、ただいまから令和3年第13回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

#### ○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

---

令和3年

#### 第13回柳川市農業委員会総会議案

##### 議案第67号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

##### 議案第68号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

##### 議案第69号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

##### 議案第70号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

##### 議案第71号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

##### 報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農地用施設への転用届出書について
4. 農地転用許可不要届出について
5. 農地改良行為届出書について

##### その他

農業者年金の加入推進活動について

令和3年12月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

---

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第67号から議案第71号までの5件と報告5件であります。

本日の議事録署名委員には、9番藤木邦彦委員、10番田中満義委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページをご覧ください。

---

議案第67号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積147平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積181平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積482平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,247平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積482平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積28平米、外1筆、合計178平米。自作。  
譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

**○事務局次長（岡本齊直君）**

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号2番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号4番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号5番は、離農する〇〇さんから、経営拡大する〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号6番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番から6番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**○議長（松藤正之君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第67号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（松藤正之君）**

賛成全員であります。よって、議案第67号については、提案どおり承認することに決定い



たしました。

議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の3ページの下段を御覧ください。

---

**議案第68号**

**1. 農地法第4条の規定による許可申請について**

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積38平米。申請人、〇〇。転用目的、事務所。

**○事務局次長（岡本斉直君）**

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが事務所を建設するための申請です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、農地区分をおおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。本件は集落接続として設置されるものであるため転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

**○議長（松藤正之君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第68号について御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第68号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

---

議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積330平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,810平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸事務所、こちらの貸事務所7棟とありますが、申請人より14棟に変更したい申出がありましたので、7棟から14棟へ、各自で修正のほうをお願いいたします。転用目的、貸事務所14棟。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積135平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積900平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農業用倉庫。

**○事務局次長（岡本斉直君）**

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、コンテナ型の貸し事務所14棟を設置するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、自己用の駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、農業用倉庫を建設するための申請です。

契約の種類は賃貸借。賃借料は1か月で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、〇〇駅から300メートル以内の農地のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は令和3年8月30日に農業用倉庫建設のため用途区分の変更がなされており、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

**○議長（松藤正之君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第69号について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第69号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第70号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第70号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,137平米。申出人、〇〇。理由、令和3年11月1日申出（経営縮小のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積29平米、外7筆。申出人、〇〇。理由、令和3年10月28日申出（離農のため）。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。

議案第70号の申請番号1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、

申請番号2番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの6名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成多数であります。よって、議案第70号については、先ほどの6名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第71号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第71号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の1枚つづり農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年12月13日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積1万6,815平米。筆数9筆。売り手2名、買い手2名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積4,094平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年12月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。外6件となっております。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**○議長（松藤正之君）**

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第71号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（松藤正之君）**

賛成全員であります。よって、議案第71号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の6ページを御覧ください。

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年8月10日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,180平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇、外23件です。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

---

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年8月11日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積56平米、外6筆、合計3,942平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。外15件です。

続きまして、14ページを御覧ください。

---

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年11月17日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積58平米。届出者、〇〇土地改良区。備考、転用目的、揚水ポンプ場。

---

報 告

4. 農地転用許可不要届出について

下記農地について、転用許可不要届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年11月1日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積806平米のうち4平米。届出者、〇〇。適用条項、農地法第5条第1項第8号、農地法施行規

則第53条第1項第14号。備考（相手方等）、所有者、〇〇。転用目的、携帯電話基地局設置。  
続きまして、15ページを御覧ください。

---

報 告

5. 農地改良行為届出書について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年11月22日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,322平米のうち990平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画（予定作物）、令和4年4月から作付け、予定作物、露地野菜。備考、盛土高95cm。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

それでは、農業者年金の加入推進活動について説明させていただきます。

今月12月が農業委員会と農協さんでの加入推進強化月間となっております。本日は、柳川農業協同組合本所より農業者年金の担当のほうに来ていただいています。

○柳川農業協同組合本所金融課（〇〇）

柳川本所金融課〇〇と申します。それと〇〇と申します。

本所のほうで農業者年金の担当をしております。よろしく願いいたします。

○事務局（田中道博君）

それでは、農業者年金について、今回が初めてという委員さんもいらっしゃいますので、年金のシステムを簡潔に説明していきたいと思います。

事前に配付していますカラー4枚もの見開きの2ページを御覧ください。

農業者年金につきましては6つのポイントがあります。

1つ目は、60歳未満の農業者で、年間60日以上農業に従事されている方で、国民年金第1号被保険者であれば誰でも加入できます。そして、いつでも脱退もできます。

2つ目は、積立方式確定拠出型であり、少子高齢化時代に強いということです。



3つ目は、保険料の額に関して、20千円から67千円の範囲で自由に決定できます。

4つ目は、終身年金であり、80歳前に亡くなられた場合は、遺族へ死亡一時金があります。

5つ目は、税制面で優遇措置があります。保険料の全額が、社会保険料控除の税制優遇措置などが受けられます。

6つ目は、一定の要件を満たす若年層の農業者には、保険料の国庫補助があります。

詳細につきましては、3ページ以降に記載していますので、後ほど御熟読お願いいたします。

このように、農業者年金は終身年金であり、若いうちに入っておけばいろんな特典がある制度となっております。今月が、農業委員会と農協さんと合同で農業者年金の加入推進強化月間とさせていただいていますので、身の回りにいらっしゃる若手の農業者の方で話を聞きたい方がいらっしゃれば、農業委員会事務局もしくは柳川農協さんのほうへ連絡をお願いいたします。

以上です。

何か、質問等はございますでしょうか。

#### ○農業委員（山田善治君）

1回、農業年金のしまいになって、また新たになったことがあるよ。そのとき、誰でもかたった者は途中でやめたから大概の者が損している。掛けた分をもらっていない。だから、もう農業者年金、あれは最後にかたったのはだめだったねと誰でも言う者ばかりです。

そうすると、そういうことは今度の積み立てた分はもらえるわけですか。

#### ○事務局（田中道博君）

そうですね、積立方式確定拠出型なので、自分が積み立てたのを農業者年金基金が運用して戻ってくるようなシステムなので。

#### ○農業委員（山田善治君）

それなら、掛けた分は絶対もらえるならかたります。損しないと言うなら、損しない保証があるなら誰でもかたるよ。

#### ○事務局（田中道博君）

運用を農業者年金基金でされるので、絶対返ってくるということはちょっと言えないところはありますけれども、割と堅い運用をされているので、推進はしています。

特に若い人あたりにはお勧め、推進をしていく必要があるのかなとは思っておりますので、

そういう身近なところで、特に若い農業者の方がいらっしゃいましたら、ちょっと話を聞いて、いいようだったらかたればいいじゃないかとか、そういう助言をしていただければ非常に助かるなと思っております。

○推進委員（龍 繁樹君）

農業者年金をもらう場合に、農業者を、名義を全部変えないと何か安い保険料しかもらえないのか。

○事務局（田中道博君）

経営移譲年金のことですね。はい。経営を移譲されてからプラスアルファでもらうような年金システムになっていますので、自分で掛けた分は、基本的にもらえるような年金システムではあります。

○推進委員（龍 繁樹君）

経営移譲を全部しないと、満額しかもらわれないでしょう。

○事務局（田中道博君）

いや、経営移譲しなくても、自分が掛けた分はもらえます。経営移譲したら、国庫補助金がプラスアルファしてもらえるような形になるんですけども、システム上、経営移譲をしたという判定が結構厳しかったりするのです、そこはちょっと注意しておく必要がありますね。

○推進委員（原 壽利君）

年金の脱退はいつでもできますか。

○事務局（田中道博君）

はい、加入、脱退はいつでもできます。

○推進委員（原 壽利君）

以前の年金は、半分ももらえなかった、脱退するとき。何年だったかな、8割戻ってくるという施策のあったときですよ。そのとき誰でもやめてしまっているから。これは全然、半分とか何とかはないですか。納めた年金は脱退する時全部もらうんですか。

○事務局（田中道博君）

脱退してから一時脱退金というのはなくて、年金として返ってくるような形になりますね。もしくは死亡一時金。

○農業委員（山田善治君）

どっちにしても、後から入ってくる者がいても、掛けた分もらえるならいいですよ。もう

あの分、年金はそんなにないと言われるならどうもこうもならないけど。（発言する者あり）そんなことはないでしょう。

○事務局（田中道博君）

また何か不明な点があれば、後日でも、後でもいいので、質問等をお願いいたします。

（発言する者あり）

○柳川農業協同組合本所金融課（〇〇）

一応、農協のほうで新規に関わらず、変更届とか、受付が支所でもどっちでもできるようにはなっているので、御不明な点とかあれば、お問い合わせをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（田中道博君）

年金のほうからは以上です。

○議長（松藤正之君）

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、本日の会議前にお手元にお配りしておりました連絡事項と上に書いた分と、農業経営収入保険のリーフレット等を一緒にお配りしています。その関係を連絡させていただきます。

まず1点目の、あっせん委員さんの資料関係は、総会終了後にお渡ししますので、よろしくをお願いいたします。

それから、今年は本日が最後の総会でございます。年明け、第1回目の総会は、1月10日が祝日関係の振替で休みになりますので、1月11日火曜日、午後2時から、こちらで総会を開催したいと思っております。

なお、例年、第1回目の総会ということで市長にも御案内をさせていただいて、冒頭に新年の御挨拶をいただきたいと思っております。

続いて3点目です。こちらもお配りしておりますが、2022年版の農業委員会手帳を皆さんにお配りしております。日頃の活動も含めて御活用をいただければと思っております。

続いて4点目です。これも毎年度開催されておりますが、福岡県全体での農業委員会研修大会ということで、年明けの1月14日金曜日に開催されるようになっております。

大会自体は午後の時間帯となりますが、一応こちらから10時ぐらいに出発し、おおむね夕

方5時前にはこちらに帰ってきたいと思っております。

会場は、例年と変わらず福岡国際会議場、主催は、福岡県農業会議で、参加者ですが、やはり感染の関係もありまして、最近人数は大分落ち着いてはおりますが、1農業委員会当たり8人程度ということで一応人数の制限がかかってきております。

それで、実は今年1月に予定されていた分もこのような人数制限がかかった形で案内が来ておりましたが、結果コロナで今年1月も中止という流れになってしまっておりますが、そのときと同じように参加者について案を示しておりますが、一応会長、副会長さんの3名、それから、昭代・蒲池地区から2名、女性委員さんがお二人いらっしゃいますので、女性委員さんを2名、それから、今回、三小田委員さんが15年以上の表彰の対象となっておりますので、三小田委員さんも参加者のほうに入れさせていただきたいと思っております。それと事務局ということで、8名程度の範囲のところに参加をしていきたいと思っております。

交通機関は、市のマイクロバスを使って行く予定にしております。

それで、参加いただく方には後日また行程表を詳しく作ったものを御案内としてお出ししていきたいと思っておりますが、一応このような参加者案ということで、私も行きたいというふうにおっしゃる方がありましたら、また個別に事務局にももちろんおっしゃっていただいで結構ですが、一応このような案で進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、最後です。

これも、実は御承知の委員さんもあるかと思いますが、令和3年産の農作物が豪雨等でかなり被害が出ているというところもあって農業共済のほうが入収入保険の加入推進ということでいろいろ動きがとられております。

詳しい説明はできませんけれども、このほど、福岡県が保険料の一部助成をするという決定をいたしておまして、その際、個人の担い手さんあたりでは、収入保険の条件となるのが青色申告というところもあるようでございます。

農業委員会においても周知の意味でリーフレットの配付をお願いしたいという依頼がっておりますので、お手元のほうにお配りさせていただいたところでございます。

連絡事項については以上でございます。

#### ○議長（松藤正之君）

これもちまして、令和3年第13回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時55分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 藤 木 邦 彦

〃 田 中 満 義